平成２１年（フ）第１０９７号
広島市中区江波栄町８番８号
債務者　大関　和恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７７号
広島市安佐南区長束西１丁目28番13号
債務者　室田さゆり
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４６号
広島市中区昭和町10番26―402号
債務者　若山　美恵
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５４号
山口県宇部市則貞２丁目４番18号
債務者　田村　浩治
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１１０号
香川県丸亀市飯野町東二甲1732番地１
債務者　志賀　桂子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第２５号
沖縄県中頭郡西原町字我謝42番地の１
債務者　比嘉　美幸
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２５５号
沖縄県那覇市識名３丁目７番28号　パステルハイツ識名209
債務者　志慶眞伸彦
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１９１９号
名古屋市港区港楽１丁目１番10号　港楽荘１棟1006号
債務者　優こと　谷村　明美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９２０号
名古屋市港区港楽１丁目１番10号　港楽荘１棟1006号
債務者　新本　　優
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８５号
愛知県日進市五色園１丁目410番地
債務者　榊原　正子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０３９号
愛知県春日井市大和通１丁目28番地１　コーポ瑞穂203号
債務者　岡本　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０５５号
名古屋市名東区香南２丁目301番地　エスポワール香南203号
債務者　草野美智夫
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８７号
大分県別府市北浜３丁目５番７号
債務者　庄　かな子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３７１号
大分市西新地２丁目４番31号大洲Ｒアパートメント404
債務者　長木トミ子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０４号
大分県別府市大字北石垣1110番地の３
債務者　横田　則子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３７号
大分市明野北４丁目５番25―203号エルーセラ東明野
債務者　衞藤　辰宏
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３８号
大分市明野北４丁目５番25―203号エルーセラ東明野
債務者　衞藤　良子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４５４号
大分市西新地２丁目４番31号大洲Ｒアパートメント404
債務者　長木　幸一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係